資料２

# 地域生活支援拠点　緊急保護事業の流れについて

## 【平時】

1.事前把握

計画相談事業所、基幹相談支援センター、地域活動支援センターより事業案内を実施
★併せて短期入所の短期入所の支給決定を進める

利用を希望しない等により登録に至らない方

事前把握していない方（障害福祉課へ利用相談）

2.登録

本人・ご家族にて登録申請書・同意書を記載・支援者にてアセスメントシートを記載し提出
★提出場所：受入法人（登録の集約）

利用検討・報告会議【地域活動支援センター・基幹相談支援センター・受入法人・コーディネーター】
※毎月第　○　曜日に実施。新規登録者の情報共有、登録者の情報更新、未登録者への対応検討等

## 【緊急時】

3.受入調整

状況の聴取，対象要件の確認，他の事業等での対応の可否確認
基幹相談支援センターに相談が入った場合は，市に状況連絡の上，可否確認
※利用にあたっては受入法人での受入が可能かどうか確認

家族の支援や現在利用のサービス等で対応可能

相談支援専門員へマネジメント依頼（計画の見直しを含めて）
必要な支給決定は市が対応

緊急保護事業での受入れが適当と判断

① 区分有・支給決定無
② 区分無

区分有・支給決定あり

① 必要な支給決定を市で対応
② 特例介護給付費にて対応

受入可能であることを受入法人より利用者・支援者に連絡

4.利用申請

利用手続き（申請書）により申請⇒承認
利用承認が明らかな場合口頭による申請⇒利用即時承認（後日，申請書提出）

5.利用

入所受入れ（期間は原則７日以内）
本人、家族、相談支援専門員等と緊急入所保護事業受入れ後の方針検討